

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	山之口南部 (正近、中原、桑原、乗平、下富吉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、農業担い手への農地集積率が低く、特に田は低くなっている。 ・地区内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物の作付けが難しい。 ・山間の奥地の条件の悪い圃場から耕作放棄される傾向がある。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田で零細な農家が耕作している農地が多く、そうした農家が後継者を確保できていない現状がある。 ・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要不可欠となっている。 ・集落営農型の法人である(農)くわばるが持続的な経営を行うためには、オペレータや経営後継者の確保が必要不可欠である。 <p>【高収益作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内で活用されていない畑が見受けられるが、畑で収益が確保できる作物が少なく、高収益作物の選定が必要である。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間の農地では鳥獣害が発生する農地もあり、電気柵や侵入防止柵等の対策が必要であるが、メンテナンスや柵の周辺の除草作業等が負担である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(キュウリ、ピーマン、キンカン、ヘベス、甘藷、サトイモ)や飼料作物(飼料用米、トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。 ・米、飼料等の土地利用型作物以外に、収益性の高いヘベスなどの園芸作物の生産に取り組む。 ・地区内に整備を予定している区域もあり、畑で収益が見込める作物を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	342.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	342.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手は畜産農家が比較的多く、今後、事業拡大に伴い飼料生産のための農地が必要になる可能性がある。そうした状況に対応するため農地中間管理事業の活用を推進し、集積・集約化を図る。 ・地区の南側(高才地区)の畑については、県営畑地帯総合整備事業でほ場整備や農道及び用排水路の整備を行う計画があり、農地の条件を向上することで農地利用の集約化を促進させる。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区南側の畑において県営畑地帯総合整備事業を活用して基盤整備や用排水路の整備を行う計画がある。 ・花ノ木川・樋口川・富吉川流域の水田においては、耕作者から排水対策や大区画化の要望が多く、大型機械での耕作やスマート農業に対応した基盤整備を実施する必要がある。今後、地権者及び耕作者の理解が得られれば事業取組の検討をしていく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに電気柵や侵入防止柵の設置を実施している区域があるが、今後は区域内で被害防止対策施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。